

事務連絡
令和元年10月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

東京港青海ふ頭におけるヒアリ確認を受けた対応について（依頼）

特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成29年6月に国内で初めて確認されて以降、国内定着を防ぐために関係省庁が連携して水際での防除に取り組んできたところですが、今般、東京港青海ふ頭において50個体以上の女王アリが確認され、繁殖可能な女王アリが飛び立ち拡散した可能性があり、我が国への定着が危惧される状況と指摘される事態が生じました。

こうした状況を受け、環境省において下記参考1のとおりプレスリリースされ、ヒアリに関する注意喚起が行われたところです。

つきましては、貴管下の学校等に対し注意喚起をお願いするとともに、学校等の敷地内においてヒアリを発見した場合等には、関係部局・機関と十分連携の上対応していただくようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人及び学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知されるようお願いいたします。

< 参考 1 >

○令和元年 10 月 21 日 環境省報道発表資料

「東京港青海ふ頭におけるヒアリの確認について（令和元年 10 月 10 日の続報）」

<https://www.env.go.jp/press/107355.html>

○令和元年 10 月 10 日 環境省報道発表資料

「東京港青海ふ頭におけるヒアリの確認について」

<https://www.env.go.jp/press/107330.html>

○令和元年 9 月 12 日 環境省報道発表資料

「東京港におけるヒアリの確認について」

<https://www.env.go.jp/press/107222.html>

< 参考 2 >

ヒアリの確認状況、見分け方、防除手法、刺された場合の対応及び生態等につきましては、環境省のWEBサイト（下記URL）を御参照ください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-6734-2976（直通）

FAX：03-6734-3794